

災害時における栄養・食生活支援活動に関する協定書実施細則

青森県（以下「甲」という。）と公益社団法人青森県栄養士会（以下「乙」という。）との間において令和 年 月 日付けで締結した災害時における栄養・食生活支援活動に関する協定（以下「協定」という。）第13条に基づく実施細則について、次のように定める。

（災害時における栄養・食生活支援チームの派遣要請）

第1条 協定第3条第1項に規定する、甲の乙に対する災害時における栄養・食生活支援チームの派遣要請は、災害時における栄養・食生活支援チーム派遣依頼書（第1号様式）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話等迅速な方法で行い、文書の提出はその後において行うことができるものとする。

（災害時における栄養・食生活支援活動の報告）

第2条 乙は、協定第3条の規定により災害時における栄養・食生活支援チームを派遣した場合は、災害時における栄養・食生活支援活動終了後速やかに、災害時における栄養・食生活支援チームごとに、次の各号に定める書類を取りまとめ、甲に提出するものとする。

- (1) 災害時における栄養・食生活支援活動報告書（第2号様式）
- (2) 災害時における栄養・食生活支援チーム員名簿（第3号様式）
- (3) 特殊栄養食品ステーションにおける食品提供報告書（第4号様式）

（事故報告）

第3条 乙は、協定第3条の規定により派遣した災害時における栄養・食生活支援チームが行う災害時における栄養・食生活支援活動において、災害時における栄養・食生活支援チーム員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、「事故報告書」（第5号様式）により、速やかに報告するものとする。

（費用弁償等の請求）

第4条 乙は、協定第9条に規定する経費について請求をする場合には、災害時における栄養・食生活支援チーム分を取りまとめ、次の各号に掲げる書類を添付して、甲に請求するものとする。

- (1) 災害時における栄養・食生活支援チームの派遣に要した費用
災害時における栄養・食生活支援チーム員名簿（第3号様式）
費用弁償請求書（第6号様式）
- (2) 災害時における栄養・食生活支援チームが設置した特殊栄養食品ステーションで食品を提供した場合の実費
特殊栄養食品ステーションにおける食品提供報告書（第4号様式）
費用弁償請求書（第6号様式）
- (3) 災害時における栄養・食生活支援チーム員が支援活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費

事故報告書（第5号様式）

扶助費支給申請書（第7号様式）

（費用弁償等の額）

第5条 協定第9条第1項第1号に規定する費用弁償の額は、別表に定める額とする。

2 協定第9条第1項第2号に規定する実費弁償の額は、青森県災害救助法施行細則（昭和30年4月19日青森県規則第40号。以下「細則」という。）の定めるところによる。

3 協定第9条第1項第3号に規定する扶助費については、災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害賠償に関する条例（昭和38年1月青森県条例第3号）に準ずるものとする。

（費用弁償等の支払）

第6条 甲は、前条の規定により請求を受けた場合は、関係書類を確認し、これを支払うものとする。

（紛争の処理）

第7条 乙は、協定第2条の規定により派遣した災害時における栄養・食生活支援チームが行う災害時における栄養・食生活支援活動のうえで紛争が生じた場合は、甲に連絡するものとする。

2 甲は、前項の連絡を受けたときは、甲乙協議のうえ、適切な措置をとるよう努めるものとする。

令和8年3月24日 制定

別表（第5条関係）

区分	日当	時間外勤務手当	旅費
管理栄養士、栄養士	細則別表第2の薬剤師等と同額とする。		
補助職員	細則別表第1第12号「救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費」の2に定める額		細則別表第2に定める額
上記のほか、甲が災害時における栄養・食生活支援チーム員として認める者			